

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2022年6月1日から改正特定商取引法が施行されます。

この改正法の内容と対応策については、昨年7月15日に実施したセミナー「改正特商法・景品表示法による広告規制の最新動向」にてご紹介させていただきました。

あれからあっという間に一年が経ちましたが、皆様の対応は大丈夫でしょうか？

不安な方のために【1】皆様への情報提供にポイントを整理しておきましたので、復習しておいてください。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

---

【1】皆様への情報提供

---

◆IPO◆

当事務所では、IPO（新規上場）に関するご相談も承っております。

コーポレートガバナンス・コードでは社外取締役を2名以上とすることが求められています。

そこで、IPO と社外取締役との関係について、おおまかなタイムスケジュールは、次のとおりとなります。

上場申請3期前：社外取締役・社外監査役の人選に着手

↓

上場直前々期：社外取締役・社外監査役を少なくとも1名ずつ選任

↓

上場直前期：社外取締役・社外監査役を少なくとも2名ずつ選任

↓

上場申請年度

IPOが視野に入ってきた場合や将来的なIPOに備え、「**IPOを視野に入れている企業のための社外取締役・社外監査役入門**」をご一読ください。

<https://bit.ly/3MpCWa3>

#### ◆労務◆

##### 【パワハラ】

東京ディズニーランドのキャストが上司等からパワハラを受けたとしてオリエンタルランドを訴えていた裁判において、2022年3月29日、千葉地方裁判所が、88万円の賠償を命じました。

「君は心が弱い」等の上司等の発言がパワハラに当たるか否か、体調を崩していた原告が職場で孤立しないよう配慮する義務があるか否かが争点となり、上司等の発言はパワハラに当たらないものの、会社には原告に対する安全配慮義務違反があったと認められました。

この事件のように、**パワハラと認定されない場合であっても安全配慮義務違反が認められるケースがあります。**

パワハラの防止が義務化されましたが、パワハラに当たらないから会社は責任を負わないということにはなりません。

従業員の孤立やストレス等について、会社の対応が安全配慮義務を尽くしたものとなっているかチェックしましょう。

##### 【未払賃金（労働時間の把握）】

千葉県浦安市にある高校が労基署から是正勧告を受けました。

非常勤教員についてタイムカード等で正確な労働時間を把握していなかったようです。

労働安全衛生法66条の8の3、安全衛生規則52条の7の3により、使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業時刻と終業時刻を確認して記録する必要があります。

そして、この記録は、

- ①タイムカードやPCのログイン・ログアウトのデータ等の客観的な記録
- ②使用者自ら現認
- ③自己申告制による確認

のいずれかによることとなりますが、③の場合は厚労省のガイドラインを遵守する必要があります。

労働時間の把握を怠った場合、未払賃金請求に対して無防備な状態となりますので、くれぐれもご注意ください。

#### 【裁量労働制】

厚労省の「これからの労働時間制度に関する検討会」において、労働時間制度に関する論点整理が行われています。

第 12 回の会議では、裁量労働制の実態調査の結果が報告されるとともに、専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制と高度プロフェッショナル制度の比較も行われました。

裁量労働制の導入をご検討の際は、労務対策チームにご相談ください。

<https://bit.ly/3Pslxzd>

#### 【セクシュアルハラスメント】

「冗談だった」が通用しない、それがセクハラです。

「相手がどう思うか」はセクハラかどうかの重要な要素です。

事業主の法律上の義務となったセクハラ防止。弁護士伊山正和の解説記事はこちらです。

<https://bit.ly/3wihbTS>

#### ◆知的財産◆

##### 【知的財産にまつわるトラブルへの対応方法】

著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しました。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

先月からは、

- ・商標権に関して完成品に組み込まれた部品の商標について商標権侵害罪が成立するとされた事例（最判 平成 12 年 2 月 24 日）
- ・パブリシティ権に関してジル・ステュアート事件（知財高裁令和 2 年 2 月 20 日）

の解説記事を追加しています。

<https://bit.ly/3KJqLUUp>

#### ◆クラウドファンディング◆

##### 【クラウドファンディングと意匠権】

特許庁が「クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集」を公表しました。

<https://bit.ly/3Lzfje1>

クラウドファンディングの実施に際しては、銀行法、資金決済法、金融商品取引法等に抵触しないよう利用規約等を整えることが必要です。

クラウドファンディングをご検討の際はぜひご相談ください。

これまでの対応実績を踏まえ、最適な方法を一緒に検討させていただきます。

#### ◆広告・販売規制◆

##### 【空間除菌に対する優良誤認表示】

二酸化塩素ガスで空間除菌を謳う商品について、先月号でご紹介した東京高裁の決定を踏まえ、当該商品の製造販売会社の Web サイトにおいて、「あたかも、本件 6 商品を使用すれば、本件 6 商品から発生する二酸化塩素の作用により、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等が得られるかのよう

に示す表示をしておりました。」とプレスリリースがなされました。コロナ禍以降、抗ウイルス効果について一般消費者を誤認させる商品が巷に溢れかえっていた空間除菌に対するエポックメイキングな事件となりました。

##### 【就職支援サービスに対する優良誤認表示】

自社 Web サイト・YouTube 広告・アフィリエイト広告に、就職率・選考内容・就活イベントの出展企業数・求人企業数・求人企業数・イベントへの参加社数等を水増し等していた就職支援サービスに対し、消費者庁が措置命令を発しました。

改正職業安定法（2018 年施行）に伴う指針・告示にも、「合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならない」との職業紹介事業のルールが定められています。

#### ◆適格消費者団体から差止請求を受けて削除を余儀なくされた契約条項シリーズ◆

##### 【消費者契約法 8 条関係】

消費者契約法 8 条は、事業者の損害賠償の責任を免除する条項等を無効とする条項です。

次のような条項が差止請求の対象となり削除を余儀なくされました。

- 天災地変、ストライキその他の不可抗力、売主又は運送業者の都合、その他の当社に故意又は重大な過失が認められない事由による車両の引渡しの遅延又は不能について、当社は責任を負いません。

- 本件装置を搭載・始動したことにより発生した通勤・通学の不能、有料駐車場で発生した駐車料金の支払、その他、エンジンを始動・車両を移動することができないことにより発生する賠償について、当社は一切責任を負いません。

#### 【消費者契約法 10 条関係】

消費者契約法 10 条は、**消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする条項**です。

次のような条項が差止請求の対象となり削除を余儀なくされました。

- 次の消費者が死亡したとき又は刑事上の訴追を受けたとき、期限の利益を喪失します。
- 消費者が契約解除に基づく車両の返還を怠ったときは、当社又は当社の指定する者は当該車両の予備鍵を使用し、通知、催告を要することなく、車両の所在場所に立ち入り、車両を搬出することができます。
- 当社の同意が無い限り、連帯保証人は求償権を行使することができません。
- 当社の請求があれば連帯保証人は求償権を無償で譲渡しなければなりません。

#### 【景品表示法関係】

景品表示法は、**商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを規制する法律**です。

次のような条項が差止請求の対象となり削除を余儀なくされました。

- 緊急トラブルかけつけ スピード対応 NO.1
- 緊急トラブルかけつけ 顧客満足度 NO.1
- 緊急トラブルかけつけ 価格満足度 NO.1

「No.1」や「最高」等の最上級を示す表示を行う場合は、公正取引委員会「No.1 表示に関する実態調査報告書」（平成 20 年 6 月 13 日）が求める次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ① No.1 表示の内容が客観的な調査に基づいていること
- ② 調査結果を正確かつ適正に引用していること

#### ◆改正特定商取引法◆

この 6 月 1 日から施行されるもののうち影響が大きいと思われるものは、**クーリングオフ通知の電子化**や**定期購入契約の規制の強化**です。

まず、クーリングオフ通知の電子化について、これまでは消費者が事業者に書面を送付する必要がありましたが、改正により電磁的記録でも OK となりましたので、**電子メール、SNS、ウェブサイトのフォーム、FAX 等でもクーリングオフできる**こととなります。

次に、定期購入契約の規制の強化について、**通販サイトの最終確認画面で分量、価格、支払時期・方法、引渡時期、申込期間、申込の撤回・解除に関する表示等が必要**となります。

また、**定期購入契約（サブスク）**であるにもかかわらず、**そうではないと誤認させる表示や契約解除を妨害する表示が禁止**されます。

6月1日に向けて至急対応しましょう。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

#### ①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

#### ②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://bit.ly/3u06BQN>

### 【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://bit.ly/3r3KEhJ>

#### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかもチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能です。

<https://bit.ly/3IKII4H>

#### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

##### <基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

##### <代替表現のご提案>

+2万7500円（税込み）

##### <継続的なご依頼>

月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://bit.ly/3u4h51i>

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。

・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。

・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://bit.ly/3IERdNI>

---

### 【3】セミナー案内

---

6月に労務セミナーや税務セミナーを実施する予定です。

決まり次第メールやHPで告知します。

---

### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.13 を発行しました。

- 知的財産トラブル入門（弁護士・弁理士 拾井美香 ほか）
- 新メンバーのご紹介（弁護士 小山田桃々子、弁護士 吉田遼太）

<https://bit.ly/3IL81Tp>

### 【編集後記】

2022年5月号、いかがでしたでしょうか？

News Letter vol.13でもご紹介させていただきましたが、この4月に新メンバーが2名加入し、弁護士14名体制になりました。

より機動性が高まった京都総合法律事務所にご期待ください。

先月号までは「F1もレッドブルにとって辛い状態が続いていますね。」でしたが、レッドブルは一足先に辛い状態を乗り越えつつあります。

マックス・フェルスタッペン選手は「優勝かリタイアか」という両極端なリザルトを続けていますが、完走できれば優勝するということは、マシンの競争力は高いと言えるでしょう。もちろんフェルスタッペン選手のドライビングは最高です。

同僚のセルジオ・ペレス選手もしっかりとポイントを拾っているおかげで、第5戦マイアミ GP 終了時のコンストラクターズ・ランキング（チームのランキングのことです。）はフェラーリとレッドブルが6ポイント差の大接戦。

5月はスペイン GP とモナコ GP があります。#KeepPushing

かたや阪神は…青柳晃洋投手の最多勝と最優秀防御率、笑顔の素敵で3年目の西純矢投手が次世代のエースに育っていく軌跡が希望の光ですね。

和田豊選手の打率と久慈照嘉選手の守備と新庄剛志選手（現 BIGBOSS）の強肩を楽しみに乗り越えた暗黒時代を思い出します。

あの頃は本当に本当に弱かった。けど、楽しかった。

今も弱い。でも、大丈夫。どんな状況でも楽しめる。

先日、何のドラマか忘れてしまいましたが、テレビで「楽しい老後は楽しい今の延長にある。」という名言を耳にしたので、「なるほど！」とメモしました。

様々なストレスに晒される毎日ですが、笑うと副交感神経が優位になり、ストレスホルモンの分泌が減少し、脳の温度が下がり、腹式呼吸になり、酸素摂取量が通常の呼吸の約3~4倍になり、免疫力もアップするようです。

油断するとへの字になる口に注意し、口角を上げ、笑顔で毎日を楽もうと思います。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://bit.ly/3L4nUpD>

知的財産にまつわるトラブルへの対応方法

<https://bit.ly/3KJqLUp>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)